

## 戦争犯罪と法



# 戦争犯罪と法

多谷千香子

岩波書店

## はしがき

本書は、筆者が旧ユーゴ国際刑事裁判所の判事をしていた当時、戦争犯罪や戦犯裁判について文献を調べたメモをもとにして、大幅に加筆したものである。加筆して本として出版したいと思ったキッカケは、次のような一般の疑問に答えたいと考えたからである。

第1の疑問は、敗戦当時の「一億総懺悔」の言葉に示されるように、「戦争や民族紛争は、国家や民族が一丸となって戦うものだから、全員が責任を負って反省すべきではないのか」というものである。

なるほど、太平洋戦争当時、敵国の民間人を殺害したり拷問したりしたのは戦線に駆り出された兵隊であり、そのような戦争遂行を鼓舞したのは学校や町内会であって、戦犯とされる軍人や政治家と同罪であるような感じもしないではない。

ところで、筆者の脳裏に焼きついて離れない2枚の写真がある。一つは、幼い姉が嗚咽しながら弟を抱き寄せているボスニア紛争当時の写真であり、もう一つは、茫然自失した女性が虚空を仰いでいるルワンダ紛争当時の写真である。どちらも、全体ににじみ出た、怒りを超えた深い悲しみが心に染み入るようであった。彼らが被害者であることに疑問を持つ者はいないであろう。戦いの前線で敵軍に刃を向けた兵隊も、後方で戦いを支援した者たちも、やむを得ず時代の流れに従った者が多いと思われ、民間ターゲットにまで攻撃をしかけた兵隊や積極的に戦争遂行を後方支援した者は、少数者であろうと思われる。それに、このような少数者も、正確な情報を知らされず、むしろ嘘の情報で操られ、政策決定の舵をとる責任ある立場にはなかった者たちであって、多くの情報を握り政策決定の責任ある立場にあった戦犯とされる者とは、自ずから責任の性質と度合いに差があるのは当然であろう。とくに、冷戦後、世界各地に広がる民族紛争では、戦犯の権力や富に対する利己的な動機が、紛争を引き起こし拡大させている元凶と思われ、この点については、拙著『「民族浄化」を裁く』(岩波新書)に書いたとおりであって、戦犯と被害者の彼此の区別は優に可能なの

である。

第2の疑問は、「戦犯処罰によって「法の支配」を打ち立てるなどというのは、ナイーブな空想ではないのか」というものである。戦争や紛争の予防は、人類の永年の夢であり、様々な試みがなされて失敗を繰り返してきたことは周知のとおりである。武力にものを言わせた「力の支配」は、紛争の火を当面鎮火できる場合もあるが、現在の世界の状況では公正な武力介入は難しく、国家エゴに歪められた力の行使は、将来の恒久的平和に貢献できないばかりか、新たな紛争の火種を撒き散らすことにもなりかねない。戦犯裁判は、戦犯の利己的動機の実現を不可能にさせて、これを一般に知らしめ、「力の支配」に替えて「法の支配」を打ち立て、将来の紛争予防に資するというものである。このような試みは、第一次世界大戦後から始まり、今日に至っても、未だヨチヨチ歩きの状態で、決して完全なものではない。しかし、「力の支配」に替えて「法の支配」を打ち立てることは、パラダイム＝座標軸の転換であって、永年にわたり育ててゆく努力の積み重ねが必要なことは多言を要しないであろう。どのような苦難があろうとも、もし、「法の支配」が打ち立てられれば、紛争の恒久的な予防手段として役立つのではないだろうか。

第3の疑問は、「戦争や紛争は、所詮、殺害と破壊によって勝敗を決するものであり、ことさらに戦争犯罪をあげつらう必要があるのか」というものである。なるほど、戦時には殺害や破壊が許されるが、それは、あくまでも敵軍や軍事ターゲットに対してである。平時の善悪の価値観が完全に逆転してしまうわけではなく、戦争には戦争のルールがあり、戦時といえども、人道的観点から保護しなければならない者も存在する。戦争犯罪とは、戦争のルールや国際人道法に違反する重大な行為、例えば、捕虜を使った人体実験や民間人の大量虐殺などであって、戦闘行為として許される行為との間に一線が画されることに異論はなからう。

ところで、2006年は、東京裁判から60年目に当たり、靖国問題ともからんで、戦犯裁判が新聞紙面ににぎわした。本書は、国際刑事裁判を学ぶ限られた読者だけでなく、このような戦争関連記事に興味のある一般の読者を広く対象にしたものである。本書が読者の疑問にどれだけ答えられたかは、読者に聞くほかはないが、本書が、多少なりとも、読者の理解に資するところがあれば、筆

者の望外の幸せである。

なお、文字を小さくして組んだところは、資料的な部分や法律プロパーの議論に関する部分で、一般の読者は読み飛ばしていただいてもかまわないところである。また、参考文献は主に公開の裁判資料であり、主要なものは旧ユーゴ国際刑事裁判所の多数の判決書に脚注として載せられているので、本書では省略することにした。

本書が完成したのは、企画から校正まで、岩波書店編集部の佐藤司氏のご指導ご尽力によるところが大きく、ここに改めて謝意を表する次第である。

2006年晩秋

旧ユーゴ国際刑事裁判所元判事 多谷千香子

# 目次

はしがき

## 第1章 20世紀の戦争と国際刑事裁判

第1節	はじめに	1
第2節	第一次世界大戦後のドイツ戦犯の裁判	2
第3節	第二次世界大戦後の戦犯裁判	4
	(1) ニュルンベルク裁判と東京裁判の功績	4
	(2) ニュルンベルク裁判と東京裁判に対する批判	6
	(i) 事後法	6
	(ii) 勝者の裁判	8
第4節	その後の国際刑事裁判	13
	(1) 旧ユーゴ国際刑事裁判所(ICTY)	13
	(i) ICTY 設立の経緯	13
	(ii) ICTY の活動と実績	19
	(iii) ICTY に対する批判	23
	(2) ルワンダ国際刑事裁判所(ICTR)	32
	(i) ICTR 設立の経緯	32
	(ii) ICTR の活動	33
第5節	国際化された国内刑事裁判所	33
	(1) シエラレオネ特別法廷	33
	(2) カンボジア特別法廷	35
	(3) コソヴォ特別法廷	36
	(4) 東チモール特別法廷	37
	(5) ICC と国際化された国内裁判所の関係	38
第6節	国内特別刑事裁判所(イラク特別法廷)	39

## 第2章 国際刑事裁判所(ICC)とは何か

第1節	設立の経緯	43
-----	-------	----

x 目次

第2節 捜査と管轄犯罪及び ICTY との違い	44
(1) 捜査はどのように開始するか	44
(2) どのような犯罪を管轄するか	45
(3) ICC と ICTY の違い	46
第3節 活動の現状	47
(1) コンゴ民主共和国の事件	47
(2) ウガンダの事件	48
(3) スーダンの事件(ダルフル紛争)	49
第4節 ICC に対する各国の対応	51
(1) 各国の対応	51
(2) アメリカの反対理由	52
(3) アメリカの ICC 対策法	55
(i) 「ハーグ襲撃法」	55
(ii) 98 条合意=アメリカ人不引渡しの合意	55

第3章 戦争犯罪とは何か

第1節 国際的な刑事裁判所が管轄する犯罪	59
第2節 戦争犯罪とは何か	59
第3節 伝統的な戦争犯罪	62
(1) 「1949年のジュネーブ四条約の重大な違反の罪」と 「戦争の法規及び慣習に違反する罪」の内容と起源	62
(2) いつから国際慣習法となったのか	63
(3) ICCの規定	65
(4) 伝統的な戦争犯罪についての ICTY の判例	71
(i) ドプロヴニク破壊事件	71
(ii) サライェヴォ青空市場迫撃事件	73
第4節 人道に反する罪	80
(1) どのようにして生まれたのか	80
(2) 人道に反する罪とは何か	81
(3) 他の罪との違い	83
第5節 ジェノサイドの罪	83
(1) どのようにして生まれたのか	83



(2) ジェノサイドの罪とは何か	84
(3) ICTR 及び ICTY の判例	86
(i) レイブをジェノサイドの手段と認めた アカイエス事件	86
(ii) スレブレニツァのモスリム人大虐殺事件	88
(iii) プルダニン事件	93
第6節 戦争犯罪の罪数関係	95
第7節 戦争犯罪に必要とされる故意は、どのようなものか	97
第8節 平和に対する罪	99
第4章 戦犯として処罰されるのは誰か	
第1節 個人の直接責任	101
(1) 個人の直接責任とコマンド責任	101
(2) 犯罪集団(JCE)とは何か	101
(i) JCE の構成要件	102
(ii) JCE の三つのタイプ	103
(3) JCE の歴史的発展	105
第2節 コマンド責任	107
(1) コマンド責任とは何か	107
(2) コマンド責任の構成要件	108
(3) コマンド責任の歴史的発展	111
(4) コマンド責任が問われた事例	115
(i) 第二次世界大戦後の軍事法廷で山下奉文大将が 問われたコマンド責任	115
(ii) 東京裁判で広田弘毅首相が問われたコマンド責任	118
(iii) ICTY でコマンド責任が問われた事例	119
(5) JCE とコマンド責任の関係	121
(6) コマンド責任の今日的意義	122
第3節 元首の責任	123
(1) 問題の所在	123
(2) 元首の刑事免責	123
(3) 元首の責任の歴史的発展	124
(i) 世界管轄を認める条約の採択	124

(ii) 国際的な刑事裁判所の世界管轄権の行使	126
(iii) 個別の国での世界管轄権の行使	127
第4節 上官命令の抗弁	133
(1) 上官の違法な命令に従った部下の責任	133
(2) 上官命令の抗弁についての規定	134
(i) ICTY Statute	134
(ii) ICC Statute	134
(3) 上官命令の抗弁の歴史的発展	135
(4) 他の抗弁との関係	138
(5) 上官命令の抗弁の今日的意義	140
第5章 付論：NATO 爆撃は人道的介入か	
第1節 人道的介入とは何か	143
第2節 ラチャック事件とは何か	143
(1) ラチャック事件の報道	143
(2) 背景と端緒	145
(3) ラチャック事件はどのように取り扱われたか	146
第3節 隠れた真の目的はなかったのか	147
(1) 西側のミロシェヴィッチに対する見方	147
(2) NATO 爆撃はどのように行われたか	150
(3) 目的は達せられたか	151
第4節 ラチャック事件の主要な証人の証言要旨	153
資料	159
国際軍事裁判所条例(ニュルンベルク条例)	160
極東国際軍事裁判所条例(東京条例)	162
ニュルンベルク条例及びニュルンベルク裁判で認められた 国際法の一般原則1950年(ニュルンベルク原則)	163
旧ユーゴ国際刑事裁判所(ICTY)設立規程	165
国際刑事裁判所(ICC)設立規程	168
条文索引	184

# 第1章 20世紀の戦争と国際刑事裁判

## 第1節 はじめに

20世紀は、「虐殺の世紀」、「弱肉強食の世界」と言われる。しかし、20世紀は同時に、過去の戦争を「忘却」して将来を築くことは不可能であり、戦争犯罪を「清算」することによって将来二度と再び同様な犯罪が繰り返されることのないよう防止する「法の支配」を確立しようとした「非戦の世紀」でもあった。

20世紀初頭、日露戦争が始まる前の1900年、満州に進出しようと軍需品を満載してアムール河を航行するロシア船と黒竜江省に駐屯する清国兵隊との間のトラブルを契機に発生したアムール河流域血事件では、多数の清国民間人が虐殺された。日露戦争に備えて諜報活動をしていた石光真清によれば、「老若男女を問わぬ惨殺死体が筏のように黒竜江の濁流に呑み込まれた」という。第一次世界大戦中には、トルコ軍による自国内の少数民族アルメニア人約150万人の虐殺が行われた。第二次世界大戦中に起こったアウシュヴィッツ強制収容所でのユダヤ人大量虐殺は、とくに有名であり、同収容所だけでも約150万人のユダヤ人が殺された。戦後の冷戦下でも、カンボジアでは、ポル・ポト政権によって都市住民やインテリの大虐殺が行われ、国民の約2割に当たる約170万人が虐殺や飢餓の犠牲になった。冷戦が終結してからも、1992年春から1995年12月の Dayton 合意による停戦成立まで、ボスニアで吹き荒れた民族浄化は、ボスニアの人口の約半分を先祖代々住みなれた故郷から追放し、約25万人を殺戮の犠牲にした。ノーベル文学賞を受けたイヴォ・アンドリッチの小説『グリーンナ橋』で名高いグリーンナ川は惨殺死体の血で赤く染まり、20世紀はじめに起こったアムール河の流血事件を想起させ、時代が下っても何も進歩しない現実を見せつけるものであった。

このような過去から脱却し、「法の支配」を打ち立てて、将来二度と再び同様な犯罪が繰り返されることのないよう防止しようという試みは、第一次

世界大戦後に始まった。それまでは、過去を忘却して将来の和解に向けた努力が積み重ねられてきたが、人類は、将来の和解と平和建設のためには、戦犯を処罰して「法の支配」を打ち立てる以外に有効な方法がないことを歴史的経験によって学んだのである。

戦犯は、自爆テロの犯人のように、死を覚悟した確信犯ではない。ヒットラーは、第一次世界大戦中のトルコ軍による少数民族アルメニア人150万人の虐殺にふれて、「これを今いったい誰が問題にしているだろうか」と自問自答し、「法の支配」を打ち立てられない国際社会を嘲笑したという。それが彼をしてユダヤ人虐殺に踏み切らせる一因になったであろうことは想像に難くない。また、ミロシェヴィッチも、旧ユーゴ国際刑事裁判所(International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia. 以下、ICTY という)設立が話し合われた国際会議で、積極的に賛成の態度を示した。それは、彼が、 Dayton合意まで、西側諸国の仲介する和平交渉の相手方として国際舞台で活躍していたため、彼にとって ICTY は「絵に描いた虎」にすぎず、「まさか自分をターゲットにして ICTY が動き出すことはない」と考えていたためであろう。このように、戦犯は、自分は法による処罰の枠外にあると考えて、自己の権力基盤の拡大を図る者が大部分であり、その他は、本来、全力を尽くして戦争犯罪を防止すべき地位にありながら、時流に押し流されて期待される防止行為を充分に行わない、責任放棄をする者である。

権力への野望に取り付かれた戦犯の末路が、獄につながれることであり、積極的に戦争犯罪を命令・実行しなくても、期待される行為をとらず責任を放棄した者もまた戦犯として処罰されることが明らかになれば、人は戦犯裁判の経験に学んで、同じような犯罪を繰り返すことを差し控え、将来の戦争犯罪を防止できるのではないだろうか。

## 第2節 第一次世界大戦後のドイツ戦犯の裁判

第一次世界大戦後、1919年1月25日の平和条約予備交渉で、ドイツ及びその同盟国の戦争犯罪について連合国としての対応を協議するため、「戦犯の責任及び処罰に関する委員会」(Commission on the Responsibility of the

Authors of the War and on Enforcement of Penalties. 通称, 15人委員会) が設けられた。同委員会は、国際法違反の罪を犯した者として、捕虜を虐待した者、戦争の指揮官、戦争の法規及び慣習違反を命令した者又は見逃した者 (=コマンド責任)、その他、国際法廷で裁くことが適当な者という四つのタイプを想定し、戦犯を連合国が裁くための国際法廷を作ること、文明国に共通する法の一般原則を適用すること、量刑は連合国及びドイツの慣行によって決めることを内容とする報告書を作成した。同委員会は、トルコ軍による150万人にも上る自国内の少数民族アルメニア人の虐殺を、人道に反する罪として取り上げようとしたが、同委員会のアメリカ及び日本の代表は、人道に反する罪の導入に反対し、コマンド責任についても、「これを認めれば、国家元首が敵国の裁判にかけられることになる」として反対した。アメリカは、国際法廷の設置そのものにも、前例がないとして反対した。

そのためヴェルサイユ条約の内容は、刑罰 (penalties) という標題で227条から230条を当て、国際法廷でドイツ戦犯を裁くことを予定していたが、アメリカなどの反対を考慮して同委員会の多数意見よりもマイルドなものになった。

ヴェルサイユ条約227条から230条の概要は、以下のとおりである。

**227条** ドイツ皇帝を裁く米・英・仏・伊・日の裁判官からなる特別法廷を創設する。オランダに皇帝の引渡しを要求する。

**228条** ドイツは、戦争の法規及び慣習に違反した戦犯を、連合国が軍事法廷で裁く権利を認め、戦犯を引き渡す。

**229条** 連合国の一国の国民に対して戦争犯罪を犯した戦犯は、当該国の軍事法廷で裁かれ、複数国の国民に対して戦争犯罪を犯した戦犯は、関係国で構成される軍事法廷で裁かれる。いずれの場合も、被告人は、弁護人をつける権利を有する。

**230条** ドイツは、捜査・裁判に必要なすべての証拠・資料・情報を提供する。

ヴェルサイユ条約を実施してドイツ戦犯を裁くため、連合国は、1920年2月3日、901人の戦犯リストをドイツに示した。この中には、傷病兵を含めて捕虜を殺害するよう命令したとされるシュテンガー將軍などが含まれていた。しかし、ドイツは、戦犯リストが提示される前の1920年1月25日、国際法廷ではなく、ドイツのライプチヒ最高裁で戦犯を裁くことを対案として提示し、

戦犯を国内で裁くための国内法も1919年12月13日に整備していた。

そこで、連合国は、1920年5月にドイツ提案に合意することとし、ライプチヒ最高裁での戦犯裁判は、1921年5月23日に始まった。連合国からは、戦犯として45人がとくに名指しされたが、Uボートでイギリスの病院船ランドヴェリーを警告なしに攻撃・放火し、生き残った者の乗ったライフボートも沈めたとされるPatzig司令官など多くの戦犯が、行方不明などの理由で裁判を受けなかった。ランドヴェリー事件では、Dithmar中尉とBoldt中尉だけが罪に問われた。裁判を受けたのは13人とどまり、そのうち6人が有罪で、拘禁刑4年が2人、拘禁刑2年が1人、拘禁刑10カ月が1人、拘禁刑6カ月が2人という軽い刑が科された。シュテンガー将軍は裁判を受けたが、無罪になった。

この裁判結果については、中立を侵されて多くの犠牲者を出したベルギー、フランスが不満を示した。しかし、オブザーバーとして参加していたこれらの国がライプチヒを離れた後、ドイツは、その他の約800人の戦犯の裁判を途中で打ち切った。そこで、連合国はヴェルサイユ条約228条に基づき、ドイツに戦犯の引渡しを求めたが、ドイツではこれに抗議する集会が開かれ、要求は拒まれたままで終わった。

有罪になった者も、刑務所には送られず自宅軟禁ですまされ、自宅軟禁も理由不明のまま間もなく解かれてしまった。

### 第3節 第二次世界大戦後の戦犯裁判

#### (1) ニュルンベルク裁判と東京裁判の功績

ニュルンベルク裁判は、1945年8月8日の英・米・仏・ソ連の「ヨーロッパ枢軸諸国の主要戦争犯罪人の訴追と処罰のための協定」(いわゆるロンドン協定)によって設置され、東京裁判は、ロンドン協定を模した1946年1月19日の連合国軍最高司令官マッカーサーの「極東国際軍事裁判所設置に関する命令」に基づいて設置された。

国際軍事法廷を作って戦犯を処罰したことは、第一次世界大戦後のヴェルサイユ条約が国際軍事法廷での戦犯裁判を予定しながら実現できなかったことを

実現した点、及び日独の戦争指導者を裁判によらず即決処刑すべしという主張もあったが、これを退け、ともかくも裁判を実現した点で一つの進歩であった。

イギリスのチャーチル首相は「ドイツ戦犯は即決処刑により銃殺すべし」との意見であり、アメリカもイギリスに同調していた。これに対して、ドイツ降伏前から、戦犯裁判を主張していたのは、ソ連である。しかし、ソ連の主張した戦犯裁判は、スターリンの下で行われた裁判がそうであったように、show trialであって、はじめから結論の決められた見世物としての裁判にすぎなかった。ニュルンベルク裁判で裁判官を務めたソ連出身のニキチェンコは、ニュルンベルク裁判の被告人がすべて有罪であり、絞首刑に処すべきことを裁判開始前から公に言明していた。

ところで、ソ連は、特別委員会(正式には、Soviet Extraordinary State Commission for Ascertaining and Investigating Crimes Perpetrated by the German-Fascist Invaders and their Accomplices)を設置し、とくにナチスによるソ連侵攻後のドイツ戦犯の証拠について、積極的に証拠を集めていた。それが、ソ連の意図する見世物としての裁判とは裏腹に、ニュルンベルク裁判をより公正な裁判にするのに役立った。ソ連は、1939年8月23日にドイツと相互不可侵条約を結び、同年9月1日のナチスによるポーランド侵攻を助け、9月17日にはソ連自身が、ロシア人やウクライナ人の保護を名目に東ポーランドに侵攻し、カチンの森事件(=ポーランド人将校1万5000人の虐殺事件)を犯した。ニュルンベルク裁判では、ソ連出身の検察官が、カチンの森事件をナチスの犯罪に仕立てて立件しようとしたが成功せず、起訴は取り下げられた。

1990年、ゴルバチョフ大統領は、カチンの森事件は、スターリンの命令でソ連軍が犯した事件であることを認めた。

また、裁判という形式をとらなければ集められなかったであろう機密文書を含む膨大な証拠、証人の証言が集められ、裁判は、充分とは言えないものの、敗戦前の政治のあり方や歴史的真相を国民に示す役割を果たした。例えば、東京裁判の審理は約2年半行われ(1946年5月開廷、1948年11月判決)、416回の公判を開廷して証人419人、証拠書類4336件が取り調べられた。

戦犯は、必ずしも厳密な意味で刑事責任を問える者ばかりではなかった。しかし、これらの者も含めて、政治的な指導者の立場にあり、そのような者として、無謀な戦争に突入するのを身を賭して防止すべきでありながら、職務上期待された責任を十二分に果たさなかった。その意味で、戦犯は、戦地に赴き、

指導者の無為無策をのろいつつ、野垂れ死にさせられた多くの兵士とはもちろん、正確な情報を与えられず、政治的指導者に洗脳されて戦争を鼓舞した者とも区別されるべきであろう。裁判は、戦争前から戦争中にかけての指導者のこのような政治的責任を明らかにする上で、役立った。

無罪論を展開した後述するインドのパル判事も、国際刑事法の観点から法理論的な主張をしたのであって、政治的免罪を主張したのではない。また、中国が戦後の賠償請求権を放棄した裏には、戦犯と一般の日本国民とを区別し、一般の日本国民も戦争の被害者であるとして、中国国民を納得させた経緯があることも忘れてはならない。

しかし、何と云っても、東京裁判とニュルンベルク裁判の大きな功績は、その後の国際法の発展に寄与したことであろう。当時、事後法として批判された人道に反する罪は、ニュルンベルク原則に取り入れられ、国際法の一般原則として認められた。そして、国際人道法の分野で、戦後、多くの条約が作られた。つまり、1948年にはジェノサイド禁止条約、1949年にはジュネーヴ四条約、1968年には戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用条約、1977年にはジュネーヴ条約追加議定書がそれぞれ採択された。

「コマンド責任」(107頁以下参照)も、ジュネーヴ条約追加議定書に規定され、ICTY(旧ユーゴ国際刑事裁判所)設立当時には、国際慣習法として確立するに至ったものである。

そして、ICTYやICTR(ルワンダ国際刑事裁判所)、さらにICC(国際刑事裁判所)も突然に設立されたのではなく、ニュルンベルク裁判や東京裁判には問題があったにせよ、その経験が、それらの設立を可能にした点を見逃してはならない。

## (2) ニュルンベルク裁判と東京裁判に対する批判

### (i) 事後法

ニュルンベルク裁判や東京裁判が対象にした犯罪は、国際軍事裁判所条例(以下、ニュルンベルク条例という)及び極東国際軍事裁判所条例(以下、東京条例という)で定められたが、ICTYと違い、当時、未だ国際慣習法として定着していない新たな犯罪を含んでいた。新たな犯罪を作り出したことについて、



戦勝国は、「文明世界によって認められてきたことである。それ自体が国際法に対する貢献である」という見解をとった。それは、戦勝国の被占領地域に対する立法権の行使というべきものであった。

その最も顕著な例が、「平和に対する罪」の創設である。平和に対する罪は、侵略戦争を開始した責任を個人の犯罪とするものである。当時、侵略戦争が違法であることは確立していたものの、国家責任(賠償責任)の問題としてとらえられていたにすぎなかった。

それに、国家責任(賠償責任)との関連での侵略の定義も難しく、1974年の国連総会に至って、やっと国際的合意(総会決議3314)を見たにすぎない。1998年に設立された国際刑事裁判所(International Criminal Court. 以下、ICCという)も、個人の犯罪として、平和に対する罪を設けることには成功したものの、侵略(aggression)を定義するには至らず、中身は白紙のまま、現在でも課題を将来に残したままなのである。

とくに、東京裁判では、第二次世界大戦に至る1928年から1945年までの一連の紛争・事変が、戦争の計画・開始・遂行に当たるとして、平和に対する罪に問われた。また、開戦のルールに反し、宣戦の布告なしに真珠湾攻撃をしたという理由で、戦争による戦闘員の殺害も、平和に対する罪とは別の犯罪として付け加えられた。例えば、開戦時の真珠湾攻撃によるキッド海軍少将及び将兵約4000人の殺害、開戦直後の香港及び上海不法攻撃によるイギリス軍人の殺害などである。不法な攻撃の結果は別罪を構成する、というのがその理由である。

ところで、「人道に反する罪」については、それが初めて言葉として登場したのは、トルコの少数民族アルメニア人虐殺に対して出された1915年の英・仏・露共同宣言にまで遡ることができる。しかし、第一次世界大戦後の平和条約予備交渉で議論されたものの、合意が得られず、第二次世界大戦当時には、未だ、国際慣習法上、人道に反する罪についての明確な定義はなかった。それにもかかわらず、連合国は、当時、国際慣習法として認められていた1907年のハーグ陸戦法規や1929年のジュネーブ条約では無国籍者や戦犯と同じ国籍を有する被害者を保護できないことを考慮して、人道に反する罪を創設し、ニュルンベルク裁判やBC級戦犯裁判で適用した(東京裁判の適用罪名は、①平

和に対する罪＝東京条例5条(a), ②殺人及び殺人共同謀議の罪(②-(1)宣戦布告前の攻撃による殺人, 7頁参照, ②-(2)宣戦布告の前後を問わず捕虜及び民間人の殺害, 東京条例5条(b)＝ニュルンベルク条例6条(b)と同じで, 同条の内容・起源については63～64頁参照), ③戦争の法規及び慣習に違反する罪＝東京条例5条(b)である。人道に反する罪は東京条例5条(c)に定められているが, 東京裁判では適用されなかった(BC級戦犯とは東京条例5条(b)戦争犯罪, 5条(c)人道に反する罪で裁かれた戦犯のこと)。連合国は, このようなギャップを埋めるのは正当であり, 国際法に対する貢献であるとする立場をとった。人道に反する罪の創設は, 従来の国際慣習法で抜けている穴を埋め, 自国軍による自国の少数民族虐殺など, 実質的には同じように保護されて然るべき者に保護を広げた点で, 平和に対する罪を創設したのに比べると, それほどの非難には値しない。しかし, 人道に反する罪も, 事後法であり, 刑事法の基本的な要請である罪刑法定主義に反するとの批判をあげるようになった。

さらに, とくに東京裁判では, 戦場が太平洋を囲む広域にまたがり, 指揮命令を跡付けることが困難なため, 部下の戦争犯罪を見逃した上官の不作为責任(コマンド責任)が多用された。コマンド責任も人道に反する罪と同様に, 第一次世界大戦後に設けられた「戦犯の責任及び処罰に関する委員会」で議論されたことはあるものの, 認められなかった。当時は, コマンド責任は国際慣習法として成立しておらず, それが成立するにはジュネーヴ条約追加議定書の採択を待たなければならなかった。しかも, 東京条例そのものにも, コマンド責任は明記されておらず, 適用すべき事後法すらなかったとも言えるのである。それにもかかわらず, 不作为責任は, 各国刑法に共通して認められる概念だとして東京裁判で適用された。コマンド責任は, 訴因55として起訴されたが, これを免れたのは, 白鳥敏夫と大川周明の2人だけだった。

## (ii) 勝者の裁判

東京裁判では, 一般市民がターゲットになった東京大空襲はもちろん, 22万5000人に上る犠牲者を出したヒロシマとナガサキの原爆投下の責任は問われなかった。ニュルンベルク裁判でも同様に, 連合国も同罪ではないかという抗弁を出すことは認められなかったし, 2万人以上の市民が犠牲になったドレ

スデン大空襲の責任は不問に付された。ドイツ軍は、担当部局を設けて、連合軍の戦争犯罪の証拠収集を行っていたが、証拠収集された事件のうち一つとして連合国で取り上げられたものはなかった。東京裁判もニュルンベルク裁判も勝者の裁判でしかなかったのは明らかである。

また、裁判官や検察官の構成についても、戦勝国が主導した点は不公正だとし、中立国出身者によるべきだったという批判もある。しかし、この点については、裁判官個人の姿勢の問題と言うべきであろう。批判は、当時の状況に照らして、戦勝国の姿勢がそのまま裁判官個人の姿勢に反映される危険が大きかった点を挙げていると見ることができる。

さらに、連合国側の都合で起訴を免れた者もいる。例えば、関東軍防疫給水部隊(731部隊)による生体解剖や細菌の感染実験については、アメリカに実験結果を引き渡すかわりに戦犯の責任を問わないこととされ、また、第二次、第三次の東京裁判が予定され身柄を拘束されていた岸信介、児玉誉士夫、笹川良一ら約60人も、冷戦構造の深まりとともに釈放された。

インドのパル判事は、東京裁判は勝者の裁判でしなく、事後法で裁くことはできないとし、「平和に対する罪」の侵略の定義は困難で、日本の軍部や政治家が集団で計画的に侵略戦争を始めたとする「共同謀議」については立証されていないとして、全員無罪の反対意見を書いた。オランダのローリング判事も、死刑判決を受けた広田弘毅について、「軍事的な侵略を提唱した日本国内の有力な一派に賛成しなかった」として無罪を主張し、その他、終身ないし長期の禁固刑の判決を受けた重光葵、木戸幸一、東郷茂徳についても無罪の反対意見を書いた。また、戦史研究家児島襄によれば、キーナン検事も、重光葵については、平和主義者と認識し無罪と考えていたという。なお、A級戦犯のうち靖国神社に合祀されているのは、○印の戦犯及び公判中に死亡した松岡洋右(外相)と永野修身(海軍元帥)の合計14人である。

◆東京裁判で裁かれたA級戦犯(=平和に対する罪を含む戦犯)28人の  
判決内容、氏名、官職

絞首刑7人

- 東条英機 陸軍大将 開戦時の首相
- 板垣征四郎 陸軍大将 満州事変時の支那派遣軍総参謀長

- 土肥原賢二 陸軍大将 奉天特務機関長
- 松井石根 陸軍大将 南京虐殺時の中支方面軍司令官
- 木村兵太郎 陸軍大将 ビルマ方面軍司令官
- 武藤 章 陸軍中将 開戦時の陸軍省軍務局長
- 広田弘毅 首相 外相 駐ソ大使
- 終身刑 16人
  - 荒木貞夫 陸軍大将 陸相 陸軍皇道派の中心人物
  - 橋本欣五郎 陸軍大佐 大日本赤誠会統領
  - 畑 俊六 陸軍元帥 支那派遣軍総司令官
  - 平沼騏一郎 首相 枢密院議長(服役中に獄死)
  - 星野直樹 満州国総務長官 開戦時の東条内閣書記官長
  - 賀屋興宣 開戦時の蔵相
  - 木戸幸一 内大臣 昭和天皇に東条首相案を進言
  - 小磯国昭 陸軍大将 首相 朝鮮総督(服役中に獄死)
  - 南 次郎 陸軍大将 満州事変時の陸相 関東軍司令官 朝鮮総督
  - 岡 敬純 海軍中将 開戦時の海軍省軍務局長
  - 大島 浩 陸軍中将 駐ドイツ大使
  - 佐藤賢了 陸軍中将 開戦後の陸軍省軍務局長
  - 嶋田繁太郎 海軍大将 開戦時の海相 海軍軍令部総長
  - 白鳥敏夫 駐イタリア大使(服役中に獄死)
  - 鈴木貞一 陸軍中将 企画院総裁
  - 梅津美治郎 陸軍大将 関東軍司令官 参謀総長(服役中に獄死)
- 禁固 20年 1人
  - 東郷茂徳 駐ドイツ大使 駐ソ連大使 開戦時の外相(服役中に獄死)
- 禁固 7年 1人
  - 重光 葵 駐イギリス大使 開戦後の東条内閣及び小磯内閣の外相
- 判決前に病死 2人
  - 松岡洋右 外相 日独伊三国同盟締結 日ソ中立条約締結
  - 永野修身 海軍大将 軍令部総長
- 精神障害で免訴 1人
  - 大川周明 右翼思想家

裁判官は、アメリカ、イギリス、フランス、ソ連、オランダ、中国、カナダ、

ニュージーランド、オーストラリア、インド、フィリピンの11カ国から各1人の合計11人で構成され、裁判長はオーストラリア連邦高等裁判所判事のウィリアム・ウェップ、首席検事はアメリカのジョセフ・キーナンが務めた。

戦争の法規及び慣習違反の罪(B級戦争犯罪)及び人道に反する罪(C級戦争犯罪)に問われたBC級戦犯は、連合国7カ国が各地につくった軍事法廷で裁かれた。その中で最も著名なのが、後述の山下奉文大将によるフィリピン民間人の殺害・強姦等事件である。山下奉文に対する裁判は、アジア・太平洋アメリカ軍事委員会(the United States Military Commission in the Asia-Pacific)で1945年10月8日に始まった。BC級戦犯の裁判はこれが最初で、マヌス島のオーストラリア軍事法廷(Australian Military Court sitting at Manus Island)で1951年4月9日、オーストラリア人捕虜殺害事件について行われた裁判が最後である。これらの軍事法廷では、法務省司法法制調査部の資料「戦争犯罪裁判概史要」によれば、合計2244件の事件、5700人の戦犯が裁かれ、死刑984人(執行されたのは920人)、無期475人、有期2944人、無罪1018人であった。裁かれた者の中には、朝鮮半島出身者148人(死刑23人)、台湾出身者173人(死刑21人)が含まれている。

他方、主要なドイツ戦犯を裁いたニュルンベルク裁判は、1945年11月に始まり、約9カ月の審理を経て、1946年9月30日と10月1日に判決が下された。ニュルンベルク裁判では、主要な戦犯24人が起訴され、22人が最終判決を受け、12人が絞首刑、3人が無罪、その他が有期拘禁刑を宣告された。裁判官は、主要戦勝4カ国、つまりイギリス、アメリカ、フランス、ソ連から選ばれ、裁判長はイギリスのローレンス卿が務めた。

ニュルンベルクでは、ニュルンベルク裁判の後にも、中〜小物の様々な戦犯の合計12事件の裁判が、1947年1月から1948年10月まで、アメリカによって行われた。これらの中には、ヒットラー時代の裁判官を被告人としたJustice事件、SS(ナチス親衛隊)のリーダーを裁いたSS事件、強制収容所で医療実験をした医者を裁いたConcentration Camp Medical事件、鉄鋼王を裁いたFlick事件、人質事件として知られるHostages事件、陸空軍の14人の将校を裁いたHigh Command事件などがある。

また、フランス、アメリカ、ソ連のドイツ占領3カ国は、中〜小物の戦犯を

裁くため、ニュルンベルク条例に範をとって作られた管理理事会法律10号に則って、中〜小物の戦犯の裁判を行った。ただし、イギリスは、管理理事会法律10号がニュルンベルク条例と同じように、戦争の法規及び慣習に違反する罪のみならず、人道に反する罪や平和に対する罪を含んでいることを問題視し、戦争の法規及び慣習に違反する罪だけを適用して中〜小物の戦犯の裁判を行った。連合国戦争犯罪委員会の資料によれば、これらの裁判で、イギリスは937人(死刑230人、無罪260人)、アメリカは1672人(死刑299人、無罪256人)の戦犯を裁いた。

その他、チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア、ポーランド、オランダ、ノルウェーなどの国内の軍事法廷でもドイツ戦犯の裁判が行われた。

◇ニュルンベルク裁判で裁かれた主要なドイツ戦犯24人の判決内容、氏名、官職

死刑(絞首刑)12人

Martin BORMANN 死刑 ナチス書記長 HESSの後継者

Hans FRANK 死刑 占領地ポーランドの総督

Wilhelm FRICK 死刑 内務大臣

Joachim von RIBBENTROP 死刑 外務大臣

Alfred ROSENBERG 死刑 人種主義理論家 東部占領地域総督

Fritz SAUCKEL 死刑 ナチス奴隷労働計画全権

Julius STREICHER 死刑 反ユダヤ主義新聞の主幹

Hermann GÖRING 死刑 空軍大将(執行前に自殺)

Alfred JODL 死刑 全軍作戦部長

Ernst KALTENBRUNNER 死刑 保安警察機関長官

Wilhelm KEITEL 死刑 全軍作戦本部長

Arthur SEYSS-INQUART 死刑 オーストリア首相 占領地オランダの総督

無期3人

Rudolf HESS 無期拘禁刑 ヒットラーの副官

Walther FUNK 無期拘禁刑 経済大臣

Erich RAEDER 無期拘禁刑 海軍大将

有期4人

Baldur von SCHIRACH 拘禁刑20年 ヒットラー・ユーゲントの長

Konstantin von NEURATH 拘禁刑15年 1938年まで外務大臣, その後はボヘミアとモラヴィアの総督 1943年ヒットラーとの不和のため辞任

Karl DOENITZ 拘禁刑10年 ヒットラー死後のドイツ総統 Uボートによる攻撃を始めた海軍大将

Albert SPEER 拘禁刑10年 軍需大臣 ヒットラーの親友

無罪3人

Franz von PAPEN 無罪 1933年以降ヒットラーの下で副首相 トルコ大使

Hans FRITZSCHE 無罪 ナチス宣伝省のニュース局長

Hjalmar SCHACHT 無罪 戦前のドイツ銀行頭取兼経済大臣

その他2人

Gustav KRUPP von BOHLEN und HALBACH ナチスに協力した主要な鉱工業企業家(精神病のため裁判中止)

Robert LEY ドイツ労働戦線書記長(裁判開始前に自殺)

## 第4節 その後の国際刑事裁判

### (1) 旧ユーゴ国際刑事裁判所(ICTY)

#### (i) ICTY 設立の経緯

旧ユーゴ国際刑事裁判所(ICTY=International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia)は、1993年5月25日の国連安保理決議(以下、SC決議という)827によって設立された。設立のイニシアティブをとったのは、クリントン政権のアメリカであった。極悪犯罪に免罪を与えることによって、それが繰り返されるという悪循環から脱却するため、国際的な刑事裁判所を設けようという試みは、ずっと前から存在したが、成功しなかった。

ところが皮肉なことに、ボスニア紛争を予防し、又は紛争の拡大を防止して平和を達成しようとする外交努力の度重なる失敗が、この永年の夢を現実に変えることになった。国際社会は、どのような外交を展開し、なぜそれが失敗して、ICTY 設立に至ったのだろうか。

**❖ 第一の失敗——交渉による紛争の予防**

旧ユーゴ崩壊の引き金をひいたのは、内部的要因を別にすると、1991年12月23日のドイツによるクロアチア独立の承認であることはよく知られている。ボスニア紛争は、それから雪崩を打つようにして始まったが、紛争を避ける最後のチャンスがないわけではなかった。

それは、当時の EC(現在の EU の前身)からもたらされた、いわゆるリスボン合意である。ボスニアの独立が浮上してきたとき、EC の反応は、ヨーロッパの中にイスラム教国ができることに対する嫌悪と、難民が大量に押し寄せてくることに対する懸念という、きわめて自己中心的なものであった。しかし、同時に EC は、紛争防止のための外交努力も惜しまなかった。EC は、1992年2月23日、リスボンで和平会議を開き、和平案を示したのである。ボスニアは、モスリム人44%、セルビア人31%、クロアチア人17%が対立し、どの民族をとっても過半数に至らず、またどの民族も無視できるほど少数でもない、居住地域もモザイク状に入り組んでいるため、独立すれば三つ巴の紛争が泥沼化する恐れがあった。和平案は、ボスニアを独立国家として認めると同時に、民族ごとに三つの地域に分け、紛争予防軍を駐留させるというものであった。これには、ボスニア内のセルビア人勢力を代表するカラジッチも、モスリム人勢力を代表するイゼトベゴヴィッチも同意し、予想以上の成果をおさめた。

しかし、このリスボン合意は、アメリカの後ろ盾を得たイゼトベゴヴィッチの翻意でつぶれてしまった。イゼトベゴヴィッチは、いったんはリスボン合意を了承したが、44%もいるモスリム人に与えられる土地が30%にすぎないことに内心不満であった。イゼトベゴヴィッチは「イヤイヤ呑まされた」と言って、ベオグラード駐在のアメリカ大使チンマーマンに泣きついた。チンマーマンは、了承を撤回するよう勧めた。それは、当時、アメリカがモスリム人勢力を支援していたこと、すでに旧ユーゴは融解現象を起こして中核がなくなっているという現状認識などをもとにしたもので、アメリカは、「セルビアがボスニアに触手を伸ばしてきても、いったん独立すれば、他国に対する干渉として抑制できる」と考えていた。

ところで、そのようなアメリカの考え方は、クロアチア紛争時のアメリカの考え方からの180度の転換である。アメリカが態度を変えたのは、クロアチア



停戦が成立して UNPROFOR(国連保護軍)が展開すると、クロアチア人とセルビア人の緊張が一気に緩和していったからである。クロアチア停戦時、ドイツは、「セルビアがクロアチアに触手を伸ばしてきても、いったん独立すれば、他国に対する干渉として抑制できる」と主張し、アメリカなどの反対を押し切ってクロアチア独立に踏み切ったが、アメリカは、緊張緩和の現状を見て、ドイツの主張は正しかったと思うようになった。

リスボン合意は、このようにして暗礁に乗り上げ、ボスニア紛争勃発へ大きく踏み出すことになった。しかし、仮に合意が最後まで維持されたとしても、ボスニア紛争を予防できたかは疑問である。なぜなら、ボスニアは、各民族の居住地域がモザイク状に入り組んでいるため、痛みを伴わない分割はありえない。そのため、国土の分捕り合戦を避けるためには、重装備の紛争予防軍を多数配備しなければならないが、それはもともと不可能だったと思えるからである。

そもそも旧ユーゴ軍は、地下空港をはじめ、地下兵舎、地下補給路、おとりの使用、軍隊の分散、大砲や戦車を隠す技術など、仮想敵国ソ連に対抗するための装備と訓練を重ねてきた、ヨーロッパでも屈指の軍隊である。この旧ユーゴ軍に対抗し、民族がモザイク状に入り組んだボスニアで被害者を守るには、人的被害を覚悟して強力な地上軍を配備する必要があった。しかし、アメリカをはじめとする西側諸国は、初めから軍事介入に及び腰だった。

つまり、当時のブッシュ(シニア)政権は、冷戦後、戦略的意味を失ったバルカンに興味がなく、大統領選挙を1992年に控えて国内政策を優先しなければならない事情があった。アメリカは、実際的にも、湾岸戦争の後始末に手一杯だった上、バルカン問題の複雑さゆえに、バルカンに手を出せば泥沼に足をとられるようなものだと考え、軍事介入はしないと決めていた。また、フランスもイギリスも、伝統的にセルビアと近い関係にあり、クロアチアの背後にいるドイツが、バルカンに影響力を拡大するのを懸念していたため、これに対抗するセルビア人勢力の拡大を内心歓迎し、これを抑える意欲に乏しかったのである。

**❖第二の失敗——交渉による和平**

1992年4月にボスニア紛争が起こっても、西側諸国の動きははかばかしくなかった。ボスニア紛争が始まった直後から、当時のブッシュ(シニア)政権は、衛星情報の分析やCIAの情報収集など独自の情報網、あるいはイゼトベゴヴィッチが詳しく知らせてきた手紙によって、モスリム人に対する虐殺や拷問についての実態を把握していた。しかし、何もアクションはとられなかった。

西側諸国の和平への動きが本格化したのは、1992年8月2日にガットマン記者が、オマルスカ収容所の様子を生き残った者の証言で生々しく報道し、国際世論が盛り上がりつつあるからである。同年8月、イギリスのメージャー首相は、この世論に押されるようにしてロンドン和平会議を開き、ヴァンス元アメリカ国務長官とオーウェン卿に、ボスニア和平案の作成を委ねた。

一方、アメリカのブッシュ(シニア)政権も、世論と人権団体に配慮して、同月、緊急の国連人権委員会の開催を要求し、マゾヴィエツキ元ポーランド首相を特別報告者に選んで、戦争犯罪や人権侵害についての実態報告を委ねた。さらに、同年10月には、国連安保理を動かして専門家委員会を作り、戦争犯罪の調査をして国連事務総長に報告するよう求めた。このようなブッシュ(シニア)政権のイニシアティブは、当初からICTYの設立を考えていたというよりも、和平案に調査結果を反映することを狙ったものであった。

しかし、ヴァンス元アメリカ国務長官とオーウェン卿は、和平交渉には中立性が要求され、戦犯とされる政治的指導者との交渉が不可欠である以上、戦争犯罪や人権侵害の問題は、和平交渉とは切り離して和平成立後に取り扱うべき問題と考えていた。そのために、ヴァンスとオーウェンは、和平案を作るに際して、人権問題や戦争犯罪から距離をおくようになった。他方、人権団体やマゾヴィエツキ特別報告者は、「セルビア人に時間稼ぎを許して、戦果を既成事実化するもの」としてヴァンスとオーウェンの和平プロセスを批判した。結局、マゾヴィエツキ特別報告者は、和平プロセスに不満を示して辞職した。

そのような中で、ヴァンス＝オーウェン案は、1993年はじめに公表された。ヴァンス＝オーウェン案の内容は、ボスニアを民族ごとの9個のカントン(スイスの州を真似た行政単位)と国際都市サラエヴォの合計10個のカントンに分け、権限を大幅にカントンに移して緩やかな連邦をつくるというものであ

た。考え方の方向はよいとしても、人口で31%しかいないセルビア人に、戦いで勝ち取った既成事実を迫認してボスニアの43%もの土地を与える点では、ヴァンス=オーウェン案は、アメリカの期待を裏切るものであった。

#### ❖不発に終わったクリントンの強硬手段

クリントンは、ブッシュ(シニア)政権の生ぬるさを批判し、「(旧ユーゴで行われている)殺戮をやめさせる強い手段をとる」と公約して1992年のアメリカ大統領選挙を戦っていた。1993年に誕生したクリントン政権は、まず、ヴァンス=オーウェン案に生かされなかった戦争犯罪や人権侵害の調査結果を現実反映させるため、ICTYを作ると約束するとともに、解除と空爆(Lift and Strike. 以下、リフト・アンド・ストライク政策という)として知られる強硬手段に訴えても、紛争当事者にヴァンス=オーウェン案を呑ませようとした。クリントン政権も、セルビア人勢力の戦果を既成事実として認めるヴァンス=オーウェン案に不満であったが、だからといってこれを反故にしても、紛争が続き戦争犯罪が繰り返されるだけだと考え、現実的な選択をしたのである。

リフト・アンド・ストライク政策とは、旧ユーゴに対する武器禁輸(1991年9月25日のSC決議713)をモスリム人勢力に偏面的に解除(リフト)するとともに、セルビア人勢力に空爆(ストライク)を加えてモスリム人勢力の劣勢を挽回しようというものである。旧ユーゴに対する武器禁輸措置は、クロアチア紛争の当時、連邦を維持しなければ旧ユーゴの崩壊は避けられないとして、クロアチア独立の動きを抑えるために、アメリカがイニシャティブをとって導入したものであるが、ボスニア紛争が始まると、セルビアに有利な軍事バランスを固定化し、モスリム人勢力を丸腰で放置する結果を招いた。そこで、非同盟諸国は、「軍事介入しないのなら、せめて自己防衛の権利だけは認めるべきである」として武器禁輸解除に賛成した。これに対して、ボスニアに地上軍を派遣していたイギリスやフランスは、「武器禁輸解除は、国際社会が戦闘行為を容認するに等しく、和平交渉をだいなしにする。空爆は、セルビア軍の攻撃を自国が派遣した地上軍に向けさせ、死傷者を多くするのは必至である」として、こぞって解除(リフト)にも空爆(ストライク)にも反対した。そのため、この政策は不発に終わった。

ちなみに、国連も、ボスニア紛争の当初から、ボスニアに対する国連保護軍 (United Nations Protection Force. 以下、UNPROFOR という) の派遣を検討していた。しかし、「敵対する当事者の合意が見込めない状況では平和の維持は無理だ」として、見送られた。

そのかわりに採択されたのが、1992年5月30日の新ユーゴ経済制裁(SC決議757)である。しかし、状況はどんどん悪化していくばかりで、人道援助物資さえも、セルビア人勢力に横取りされたり、ブラック・マーケットに流れたりして、国連難民高等弁務官事務所 (United Nations High Commissioner for Refugees. 以下、UNHCR という) ですら、自由な通行ができなかった。

そこで、ついに1992年6月8日、UNPROFORの配置(SC決議758)が認められたが、その権限は、人道援助物資の配給の安全を守ることに限られていた。

ボスニア紛争を抑えるためには、人的被害を覚悟して、空爆を含めた武力行使が必要であった。しかし、UNPROFORに人員を出しているフランスやイギリスなどは、「権限の拡大は、紛争に巻き込まれて人的被害を出すことになる」として反対し、武力行使は見送られた。そして、最後まで、UNPROFORの権限は、被害を防止し又は攻撃を抑制するまでの権限拡大には至らなかった。

なお、1993年6月4日になると、ボスニア紛争の悪化に対応するため、UNPROFORの権限拡大が図られたが、それでも武力行使は、負傷者の搬出、重火器の撤退、UNPROFORの正当防衛のためなどに限られた。そしてNATO空爆も認められたが、それも、UNPROFORを支援するために限られていた(SC決議836)。

結局、軍事力でセルビア人勢力を抑え、紛争を終結させる道は、閉ざされることになった。

リフト・アンド・ストライク政策が不発でも、そして、UNPROFORの権限の実質的拡大が成らなくても、紛争当事者が和平案を平和裏に呑んでくれれば、紛争を終結させることができる。

そこで、国際社会は、ヴァンス＝オーウェン案の受け入れを紛争当事者に迫り、セルビア人勢力を代表するカラジッチから、しぶしぶの賛成が得られた。しかし、同案の受け入れは、1993年5月6日、ボスニアのセルビア人共和国＝スルプスカ共和国の国民投票にかけられると、96%が反対して拒否された。

こうして、和平工作は振り出しに戻るようになった。

#### ❖残された選択—— ICTY の設置

和平が不発に終わった以上、「戦争犯罪や人権侵害に断固たる手段で立ち向かう」と約束して政権についたクリントン政権としては、傍観者の態度を決め込むわけにはいかなかった。1993年の初めには、マゾヴィエツキ特別報告者や専門家委員会の報告によって、多数の重大な戦争犯罪の実態が明らかになり、何らかの対応を必要としていた。こうして現実味をもって再登場してきたのが、ICTY の設置である。

前述したように ICTY は、1993年5月25日の SC 決議 827 によって設立された。設立のイニシャティブをとったのは、クリントン政権であった。クリントン政権のイニシャティブは、ちょうど国民の信任投票を終えてセルビア寄りの保守勢力からの圧力を心配する必要がなくなったエリツィン政権のロシア、フランス、イギリスの賛成を得、中国も不承不承賛成して、その設置が決まったのである。

#### (ii) ICTY の活動と実績

ICTY は、1995年12月のデイトン合意後しばらくして、現地の状況が落ち着くとともに、その協力が得られるようになって本格的な活動を開始した。ボスニアとクロアチアは、それぞれ1995年と1996年に ICTY 協力を制定して証拠収集に協力するようになり、多くの被害者を出したボスニアのモスリム人は、デイトン合意が成立した直後に「捜査及び資料収集のための機関」(Agency for Investigation and Documentation. 以下、AID という)を設立して、収集した証拠を ICTY に引き渡すようになった。

「10年も前の事件をどうして裁けるのか、証拠はなくなっているのではないか」という疑問をよく呈せられるが、こうして提出された証拠の中には、社会主義国だった当時のボスニア内務省諜報部が、民族浄化が予感されはじめた1991年から1995年12月のデイトン合意まで続けていたミロシェヴィッチなど大物戦犯の電話盗聴の記録、「民族浄化」を指導した非常事態政権(Crisis Staff)の議事録など、一級の資料が多く含まれていた。

ICTYの一审裁判は、毎日の連続開廷であるが、一つの事件について100人前後の証人を1人2,3日にわたって詳しく直接尋問するのが普通である。そのため、準備手続きに平均16カ月、公判の審理に平均16カ月、平均合計32カ月の審理期間がかかっている。

ICTYは、2006年8月11日現在までに、合計161人の被告人について起訴し、このうち、有罪確定者は46人、審理中の者は38人、無罪8人、旧ユーゴの国内裁判所に事件を移送された者9人であり、その他は、逃亡中の者、死亡した者、起訴を取り下げられた者などである。有罪確定者の氏名、職業及び宣告刑は、次表のとおりである。

刑の執行は、ICTYと協力協定(Agreement on the enforcement of sentences of ICTY)をとりかわしている国の刑務所に収容して行われている。なお、2006年現在、刑の執行についてICTYと協力協定を結んでいる国は、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、イギリス、フランス、イタリア、スペイン、オーストリアの9カ国である。ドイツは、一般的な協定を結んでいないが、個別合意によって、被告人2人の刑の執行を引き受けている。

◇ ICTYの有罪確定者の氏名、職業、判決

1. Dusko TALIC 警察官兼コザラック地域自治体メンバー 拘禁刑20年
2. Dusko SIKIRICA ケラテム強制収容所所長 拘禁刑15年
3. Damir DOSEN ケラテム強制収容所所長代理(交代要員) 拘禁刑5年
4. Dragan KOLUNDZIJA ケラテム強制収容所所長代理(交代要員) 拘禁刑3年
5. Miroslav TADIC ボサンスキ・サマック市「捕虜交換委員会」委員長 拘禁刑8年
6. Simo ZARIC 「捕虜交換委員会」協力者 拘禁刑6年
7. Stevan TODOROVIC ボサンスキ・サマック市警察署長 拘禁刑10年
8. Milan SIMIC ボサンスキ・サマック市議会行政委員会議長 拘禁刑5年
9. Goran JELISIC ルカ強制収容所監守 拘禁刑40年
10. Ranko CESIC ルカ強制収容所監守 拘禁刑18年
11. Tihomir BLASKIC クロアチア国防委員会大佐 拘禁刑9年